

役員及び評議員、評議員選任・解任委員会の委員の

報酬・費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄生福祉会の法人業務に伴う役員及び評議員、評議員選任・解任委員会の委員の報酬、日当および旅費に関し必要な事項を定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員会の委員の報酬は、支給しない。

(日当)

第4条 日当は、第2条の(1)から(4)の業務の場合は、費用弁償として日額4,000円を支給する。

(旅費)

第5条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員会の委員が、第2条の業務以外の法人の業務のために出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費日当を支給する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年5月31日から施行する。